

令和8年度 三木市
保育所・認定こども園等利用のしおり



イラスト:こゆり

三木市教育委員会 教育振興部 教育・保育課
〒673-0492 三木市上の丸町 10 番 30 号
TEL:0794-82-2000(内線 3542)

目次

1	はじめに	1
1	三木市内の教育・保育施設について	1
	○各施設の違い	1
	○クラス年齢及び受入年齢について	1
	○市内教育・保育施設一覧	2
	○施設選びのポイント	3
2	認定について	5
	○3つの認定区分	5
	○教育標準時間について	5
	○保育の必要量に応じた利用可能時間	5
3	保育の認定基準について	6
	「㊸育児休業」について	7
2	令和8年度 入園申込受付について	10
1	認定こども園（1号認定）に申し込む場合	11
	○注意事項（共通）	11
	○1次審査における注意事項	12
	1 申込から入園までの流れ	13
	2 審査について	14
	3 審査基準について	15
	市内認定こども園の優先する小学校区一覧	16
	○抽選について	17
	○抽選及び補欠順位に係る注意事項	17
2	認定こども園など（2・3号認定）に申し込む場合	19
	○申込可能な施設	19
	○注意事項（共通）	20
	○1次審査における注意事項	21

◎三木市民の方が三木市外の保育施設へ申し込む場合	2 2
◎入園希望日までに三木市内へ転入予定があり、市内施設へ申し込む場合	2 2
1 申込から入園までの流れ	2 3
令和8年4月入園希望の場合	2 3
令和8年5月以降入園希望の場合	2 4
2 審査について	2 5
(1) 1次審査について	2 5
(2) 2次審査について	2 6
(3) 希望月最終審査について	2 7
(4) 1次・2次審査の結果発送について	2 7
3 審査基準について	2 8
3 申込必要書類について	2 9
4 利用者負担額（保育料）の決定について	3 1
○保育料算定に係る市民税所得割額の考え方	3 1
○保育料の無償化について	3 2
○多子世帯の保育料軽減について	3 3
○保育料の算定に係る注意事項	3 4
<参考>令和7年度 三木市 保育認定児童 利用者負担額（保育料）一覧表 ..	3 5
○保育料の納付方法	3 6
5 入園決定後について	3 7
○ならし保育について	3 7
○育児休業からの復職により申し込んだ場合	3 7
○入園後の市及び施設からの確認について	3 7
○長期欠席	3 7
○現況届	3 8
○転園を希望する場合	3 8
○退園する場合	3 8
○市外へ転出するが、同じ施設に引き続き通いたい場合	3 8
○転園・退園などの申請を取り下げる場合	3 8
申請書の記入要領	3 9

1 はじめに

1 三木市内の教育・保育施設について

保育施設は、保護者が仕事や病気などの理由により家庭で児童の保育ができない場合に、小学校に入学するまでの児童を保護者に代わり保育する児童福祉施設です。三木市内には、保育所・認定こども園の他に、小規模保育事業所、事業所内保育事業所などの保育施設があります。

また、3歳ごろからは、こどもにとって集団行動が大事になってくるため、保育要件がない場合でも1号認定を受けることにより、幼稚園・認定こども園で教育を受けることができます。

○各施設の違い

区分	三木市内の教育・保育施設における対象児童	
保育所	保護者の就労などの理由により、家庭での保育ができない0歳児～5歳児 ※0歳児の受入可能月齢は、施設により異なります。	
認定こども園	幼稚園部分	3歳児～5歳児
	保育所部分	保育所と同じ
小規模保育事業所 事業所内保育事業所	保護者の就労などの理由により、家庭での保育ができない0歳児～2歳児 ※0歳児の受入可能月齢は、施設により異なります。 ※卒園後に連携施設での保育を希望され、保育認定が継続される場合は入所について優先されます。	
幼稚園	4歳児・5歳児	

○クラス年齢及び受入年齢について

令和8年度の受入クラスは、以下のとおりです。

クラス年齢	児童の生年月日
0歳児	2025.4.2 (R7.4.2)～
1歳児	2024.4.2 (R6.4.2)～ 2025.4.1 (R7.4.1)
2歳児	2023.4.2 (R5.4.2)～ 2024.4.1 (R6.4.1)
3歳児	2022.4.2 (R4.4.2)～ 2023.4.1 (R5.4.1)
4歳児	2021.4.2 (R3.4.2)～ 2022.4.1 (R4.4.1)
5歳児	2020.4.2 (R2.4.2)～ 2021.4.1 (R3.4.1)

※0歳児クラスの受入可能月齢は、「令和8年度認定こども園・保育所案内」をご確認ください。

○市内教育・保育施設一覧

(令和7年9月1日現在)

	公私 区分	施設名	定員				所在地	電話番号	連携 施設
			1号	2号	3号	計			
保育所									
①	公立	志染保育所	—	45	30	75	志染町吉田824	83-5660	
認定こども園（幼保連携型）									
②	公立	別所認定こども園	15	80	45	140	別所町巴73	82-7278	
③	私立	神和認定こども園	15	78	47	140	加佐八幡本176-1	82-7363	
④	私立	エンゼル認定こども園	15	85	55	155	大村1067-349	82-2946	
⑤	私立	一粒園認定こども園	9	37	23	69	本町1丁目5-14	82-6990	
⑥	私立	清心認定こども園	15	100	65	180	緑が丘町東2丁目5-1	84-0811	
⑦	私立	ひろの認定こども園	15	99	66	180	志染町広野1丁目216	85-2995	
⑧	私立	羽場認定こども園	15	80	45	140	福井3丁目1918-29	83-3815	
⑨	私立	えびす認定こども園	15	117	48	180	宿原9-1	83-3247	
⑩	私立	いずみ認定こども園	5	32	18	55	口吉川町大島854	88-0811	
⑪	私立	自由ヶ丘認定こども園	15	73	42	130	志染町中自由ヶ丘3丁目99	85-3650	
⑫	私立	あけぼの認定こども園	15	55	30	100	志染町井上684	87-3222	
⑬	私立	りんでん認定こども園	15	90	36	141	緑が丘町西4丁目14-3	85-7838	
⑭	私立	清心緑が丘認定こども園	15	60	40	115	緑が丘町西1丁目10-9	87-0888	
⑮	私立	よかわ認定こども園	15	50	30	95	吉川町みなぎ台1丁目31-4	73-1171	
小規模保育事業所（0～2歳児）									
⑯	私立	しんてつ・みどりがおか保育園	—	—	19	19	緑が丘町本町1丁目6-1	89-8551	①
⑰	私立	リトルエンゼル	—	—	19	19	加佐237-6	82-3221	④*
⑱	私立	神和ひまわりルーム	—	—	19	19	末広1丁目85-4	82-6800	③*
⑲	私立	小規模保育所 ひろの保育園	—	—	19	19	志染町広野1丁目199	70-7013	⑦*
⑳	私立	さくらんぼ保育園	—	—	19	19	福井3丁目1886-1	83-3824	⑧*
㉑	私立	小規模保育所 えびすガーデン	—	—	19	19	宿原1265-202	82-3237	⑨*
事業所内保育事業所（0～2歳児）									
㉒	私立	ポリークィズルーム	—	—	19	19	緑が丘町本町1丁目238-1 世良田ビル2F	87-1888	⑫
市立幼稚園（4・5歳児）									
	公立	三樹幼稚園	40	—	—	40	末広1丁目10-8	82-4327	
	公立	自由ヶ丘幼稚園	50	—	—	50	志染町中自由ヶ丘3丁目70	85-1200	

* 連携施設と同一法人が経営

自由ヶ丘幼稚園について

自由ヶ丘幼稚園は、三木市幼保一体化計画により令和9年3月末（令和8年度末）で閉園予定です。

そのため、令和8年度の新規募集は5歳児クラスのみになります。

○施設選びのポイント

ぜひ

施設見学に行きましょう！



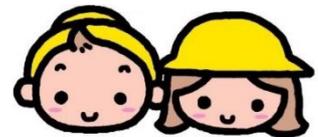
こどもをどの施設に預ければよいかを考えるときに、こどもたちの様子や先生の雰囲気、施設の規模や方針など、何を重要視するかは人それぞれです。

だからこそ施設見学に行き、ご自身で得た情報をもとに、どの施設を希望すべきかを見極めることが大切です。

ホームページや口コミなどももちろん大きな情報のひとつですが、申し込む前に必ず入園を希望する施設へ連絡し、可能な限り見学へ行きましょう。

まずは、事前に施設へ電話連絡して見学日の日程をご相談ください。気になるところを見学しながら、疑問があれば質問してみましょう。

★見学のポイント★



① 園生活の様子

- どのような遊びや活動、経験を大切にしているか
- どのような園生活の流れになっているか
- どのような園行事があるか など



② 施設の様子

- 保育室や園庭の様子
- 衛生管理、感染対策
- 送迎距離、送迎の方法、駐車場の利用方法 など



③ 施設長、保育教諭からのお話

- 教育、保育についての考え方 など

④ 自分で得た情報

- ・人からきいた話や噂ではなく、自分で見聞きしたこと
- ・わからなければ園などに問い合わせる など

⑤ その他

- ・全体的な雰囲気
- ・開園時間
- ・延長保育などの保育サービス
- ・乳児の場合、入園可能な月齢
- ・アレルギーや病気などに対する対応
- ・災害発生時の対応
- ・保育料以外に必要な諸費用 など

家庭保育の大切さ

認定こども園などでの保育は「集団保育」といいますが、それに対して、ご家庭で保護者がこどもを保育することを「家庭保育」といいます。

こどもの成長には様々な段階がありますが、とりわけ小学校就学までの時期（特に低年齢の時期）は、家族の絆を育むためのとても重要な時期です。この時期にスキンシップやコミュニケーションを十分にとることで、こどもは保護者を信頼し、社会を良いものと感じ、自分に自信を持つ力が身につけていきます。これは保護者だからこそできるものであり、保育者たちは、サポートすることはできますが、保護者の代わりをすることはできません。そのため、保護者のみなさまには、この時期のお子様とのふれあいの機会を大切にしてくださいと願っています。



とはいえ、ずっと一緒にいればいいかというと、そういうわけではありません。こどもの成長には、年齢が上がるにつれ、家族の絆とともに、友だちとの関係の中で社会性を学ぶことも大切になってきます。それを学べるのは、認定こども園などの集団保育の環境です。保育者たちは、どうすればこどもたちが社会性を学べるかを考え、遊びを通して様々なアプローチをしています。

お子様の健やかな成長のためには、家庭保育と、集団保育の両方の環境の力が必要です。保護者のみなさまにおかれましては、以上のことをご理解いただき、それぞれのご家庭の可能な範囲で、家庭保育の機会を大切にしてくださいと幸いです。

イラスト：こゆり

2 認定について

各施設への入園を希望する児童は、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。また、2号・3号認定の保育時間については、保育の必要量に応じ、「保育標準時間（1日最長11時間）」と「保育短時間（1日最長8時間）」に区分されます。区分された時間以上に保育を希望する場合は、延長保育による対応となります。

【注意】

三木市で教育・保育給付認定ができる方は、三木市に保護者と児童の住民登録があり、かつその世帯が実際に居住している場合です。居住実態がない場合は、申込受付および教育・保育給付認定はできません。虚偽の申請をされたことが分かった場合は、申込および教育・保育給付認定申請を取り消します。また、すでに認定こども園などに入園されていた場合は、入園と認定を取り消します。

○3つの認定区分

認定区分		年齢	保育の認定基準	利用できる施設
1号認定	教育標準時間	3～5歳	該当しない	幼稚園（市内は4歳児以上） 認定こども園（市内は3歳児以上）
2号認定	保育標準時間 保育短時間	3～5歳	該当する	保育所 認定こども園
3号認定		0～2歳		保育所、認定こども園 小規模保育事業所 事業所内保育事業所

※「保育の認定基準」とは、就労、出産、疾病、就学、介護などの保育を必要とする事由を指します。

○教育標準時間について

1号認定を受けた児童の教育時間は、次のとおりです。また、夏休みなどの長期休業があります。長期休業期間や、期間中の登園日などは施設により異なります。

年齢	教育時間
3歳児	午前9時～午後1時
4・5歳児	午前9時～午後2時



イラスト：こゆり

○保育の必要量に応じた利用可能時間

2号・3号認定は、保育の必要量によって、以下のとおり区分されます。

認定区分	月間労働時間など	最長利用可能時間
保育標準時間	120時間以上	11時間/日（7時～18時）
保育短時間	48時間以上120時間未満	8時間/日（8時～16時）

※保育の必要量は、月間労働時間の合計で判断するため、就労終了時間が16時を超える場合であっても、月間120時間に満たない場合は、短時間認定になります。

3 保育の認定基準について

小学校入学前までの児童で、保護者（両親と別居している場合には児童の面倒を見ている者）が次のいずれかの保育を必要とする事由に該当する場合、保育の認定を受けることができます。

事由	内容	認定可能期間
① 就労など	（家庭外労働） 保護者が会社や店舗など、家庭外で仕事をしている （家庭内労働） 保護者が自営や内職、農業など、自宅で仕事をしている	就労期間内
② 妊娠・出産	保護者が出産の前後である	出産予定月とその前後3カ月ずつ
③ 疾病・障がい	児童の保護者が病気、負傷、心身の障がいなどがある	証明書などに記載されている通院および療養期間 ※期間の記載がない場合は、1～6カ月の間で判断します。
④ 介護・看護など	同居の親族（長期間入院などを行っている親族を含む）を常時介護または看護している	入院・通院期間、介護が必要な期間
⑤ 災害復旧	火災や、風水害、地震などの災害があり、住居を失ったり、または破損したりし、その復旧にあたっている	復旧完了まで
⑥ 求職活動	保護者が求職活動（起業準備を含む）を行っている	3カ月 （原則保育短時間認定になります）
⑦ 就学	保護者が就学（職業訓練を含む）している	就学期間内
⑧ 育児休業 ※この要件での新規申込はできません。	育児休業開始前にすでに「就労」による保育認定を受けて施設に在籍している者で、継続して保育認定を希望する	勤務先が証明する育児休業期間 （原則保育短時間認定になります）
⑨ その他	家庭状況などにより、市長が必要と認めた場合	必要な期間

★注意事項★

- ・施設の定員に余裕がない場合などの理由で、入園できないことがあります。
- ・「妊娠・出産」の事由で新規入園した場合、認定可能期間終了後は退園となります。
- ・次の場合は、「保育を必要とする事由」にはなりません。ご注意ください。
 - ◎近所に友達がいない
 - ◎集団生活になれさせたい
 - ◎弟や妹の育児や日常の家事で忙しい など

「⑧育児休業」について

注意！

新規申込で「育児休業」を保育要件として申し込むことはできません。

①対象者

育児休業開始前にすでに「就労」で2号・3号認定を受けて施設に在籍している方で、継続して2号・3号認定を希望する方が対象となります。

1号認定で在籍している状態からの育児休業認定はできません。

②認定期間

認定期間は、育児休業取得対象のこどもが満1歳になる日が属する年度の末までの期間のうち、勤務先が証明する育児休業取得期間とします。育児休業を延長する場合は、認定も延長します（※申請が必要です）。

③認定内容

2号認定または3号認定の保育短時間認定になります。

④その他

- 必要な書類については、30ページの「育児休業」欄をご確認ください。
- 三木市で育児休業の認定を受けたとしても、在籍する施設が市外の施設であった場合、入園が不可となる場合がありますので、市外施設に在籍の場合は、当該自治体への確認をお願いします。

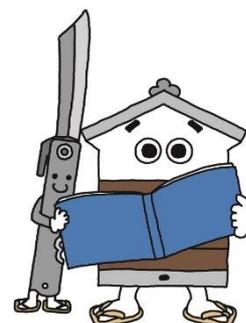


イラスト:こゆり

★育児休業の延長について

育児休業からの復職を事由とした入園申込のうち、育児休業の延長を希望されている方は、下記注意事項をご確認のうえ、入園申込書の右側「④保育を必要とする理由」欄の「育児休業の延長を予定（又は希望）している」にチェックを入れてください。

また、育児休業の延長や育児休業給付金などの手続きについては、必ず事前に就労先やハローワークにご確認ください。



厚生労働省ホームページはこちら→

《注意事項》

- チェックを入れると、入所審査において大幅な減点となるため、入所保留になる可能性が高くなります。また、希望月が属する年度（3月末まで）は、基本的には入園できません。
- チェックを入れた場合であっても、希望された施設の受入可能数に比べて申込者数が下回っている場合は、入所保留とはなりません。
- チェックを入れると、育児休業給付金を受給できない可能性があります。
- 保留通知は、申し込まれた入園希望月分のみ発行可能です。
- 入園決定後に申込を取り下げた場合、当該年度中は入所審査において減点されます。また、取り下げた申込に対しては、保留通知も発行されません。
- 入園希望月を変更した場合、変更前の申込内容は取り下げとなり、変更後の入園希望月で審査し、結果を通知しますが、変更後の入園希望月より前の月の審査結果通知を発行することはできませんのでご注意ください。（例①・②を参照）

例①

令和8年12月27日に1歳になるが、年末年始休暇があり、令和9年1月入園希望で申し込んだ。令和8年12月中旬に、会社から「令和8年12月時点の入所保留を証明する資料（利用調整結果通知書）が必要」と言われた。

⇒令和8年12月の審査はしていないため、発行は不可です。

例②

令和7年12月5日に出産し、「育休延長予定（希望）」にチェックして令和8年11月入園希望で申し込んだ。

令和8年10月に、11月の入所保留が届いたため、令和9年5月の入園希望に変更したが、令和8年12月初旬に、会社から「令和8年12月時点の入所保留を証明する資料（利用調整結果通知書）が必要」と言われた。

⇒令和8年12月の審査はしていないため、発行は不可です。

例③

令和8年12月5日までの育児休業期間を早めに切り上げる予定で、令和8年7月入園希望で申し込んだが、令和8年5月下旬に7月の入所保留が届いた。

令和8年11月中旬に、会社から「令和8年12月時点の入所保留を証明する資料（利用調整結果通知書）が必要」と言われた。

⇒入園希望月以降毎月審査を行っているので、発行は可能です。

MEMO



イラスト:こゆり

2 令和8年度 入園申込受付について

令和8年度の1次審査申込の認定区分ごとの受付期間は次のとおりです。



認定こども園(1号認定)に申し込む場合

申込受付期間 9月1日(月)～9月19日(金)必着

⇒詳しくは 11ページから



認定こども園など(2・3号認定)に申し込む場合

申込受付期間 10月1日(水)～10月31日(金)必着

⇒詳しくは 19ページから



三木市立幼稚園に申し込む場合

受付期間 9月1日(月)～9月19日(金)

受付時間 14:30～17:00(平日のみ)

受付場所 希望する幼稚園に直接提出してください。

※幼稚園用の入園案内及び申込書をご請求ください。

請求方法：希望する幼稚園または教育・保育課にご請求ください。

※自由が丘幼稚園は令和9年3月末で閉園予定のため、5歳児のみの募集です。

イラスト:こゆり

1 認定こども園（1号認定）に申し込む場合

令和8年度入園の申込受付期限は、以下のとおりです。

1 次審査の受付期間

申込受付期間 9月1日(月)～9月19日(金)必着

(窓口及びインターネットによる資料請求は9月1日から)

受付時間 8：30～17：00（平日のみ）

受付場所 ・三木市役所5階 教育・保育課（郵送可）
・吉川支所 市民生活課（窓口のみ）

上記期間後の最終受付期限

申込受付期限：入園希望月の前々月の末日

※末日が閉庁日の場合は直前の開庁日

※3月入園希望の場合は、12月末日

受付時間 8：30～17：00（平日のみ）

受付場所 三木市役所5階 教育・保育課（郵送可）

○注意事項（共通）

- ・申込は、先着順ではありません。
- ・申込書提出後に、世帯員の変更など内容に変更があった場合は、速やかに「申請・届出事項変更届」を提出してください。
- ・市立幼稚園を併願することはできません。市立幼稚園の申込をする場合は、認定こども園（1号認定）の申込を取り下げる必要があります。
- ・2号認定申込との併願はできません。2号認定での申込を希望する場合は、1号認定申込を取り下げる必要があります。
※両方の申込を行っていた場合は、どちらかの申込を取り下げていただきます。どうしても連絡がつかない場合は、1号認定申込を審査対象外とします。
- ・1号認定による市外施設への入園を希望される場合は、直接施設へお問い合わせください。

1号認定申込

- 入園希望月時点で就労が内定している方は、2号認定での申込をお願いします。

- 支給認定通知書は、利用調整結果通知書と一緒にお渡しします。

※支給認定通知書は、認定区分を通知する書類です。

※利用調整結果通知書は、希望施設への入園の可否を通知する書類です。

- 三木市で支給認定ができる方は、三木市に保護者と児童の住民登録があり、その世帯に実際に居住されている場合です。居住実態がない場合は申込受付及び支給認定はできません。虚偽の申請をされたことが分かった場合は、申込を取り消し、認定こども園に入園されていた場合は、入園と認定を取り消します。

- 入園希望月までに三木市に転入予定の方については、転入予定を証明できる資料を申込時に添付してください。証明資料がある場合は三木市民と同様の扱いとして審査します。証明資料がない場合は市外からの申込として審査します。

※申込必要書類については29ページをご確認ください。

- 1号認定に係る審査と2号認定に係る審査は全く別のものです。入園後、1号認定から2号認定に内容を変更して施設を利用したい場合は、2号認定として新規申込を行い、審査を受けていただく必要があります。施設の2号受入枠の状況によっては、2号認定に変更できない場合がありますのでご了承ください。

なお、1号認定として入園決定後、入園する前に2号認定を希望される場合は、1号認定の入園決定を取り下げ、2号認定の新規申込をしていただく必要があります。

○ 1次審査における注意事項

- 原則として、**令和8年4月入園希望のみ**となります。

令和8年5月～令和9年3月の入園をご希望の方は、教育・保育課にご相談ください。

- 1次申込受付期間終了後も申込は可能ですが、1次審査ではなく、通常審査として取り扱います。
- 申込後の希望施設の変更や家族状況の変更などは随時受け付けますが、申込受付期間終了後に変更した場合は、1次審査としてではなく、通常審査の対象とします。
- 1号申込をされた方のうち、令和8年4月以降に出産などのやむを得ない事情があり、2号としての認定が必要と見込まれる場合は、教育・保育課へお問い合わせください。
- 申込書類に不備がある場合、全ての書類をお返しします。修正の上、受付期間に間に合うようにご提出ください。

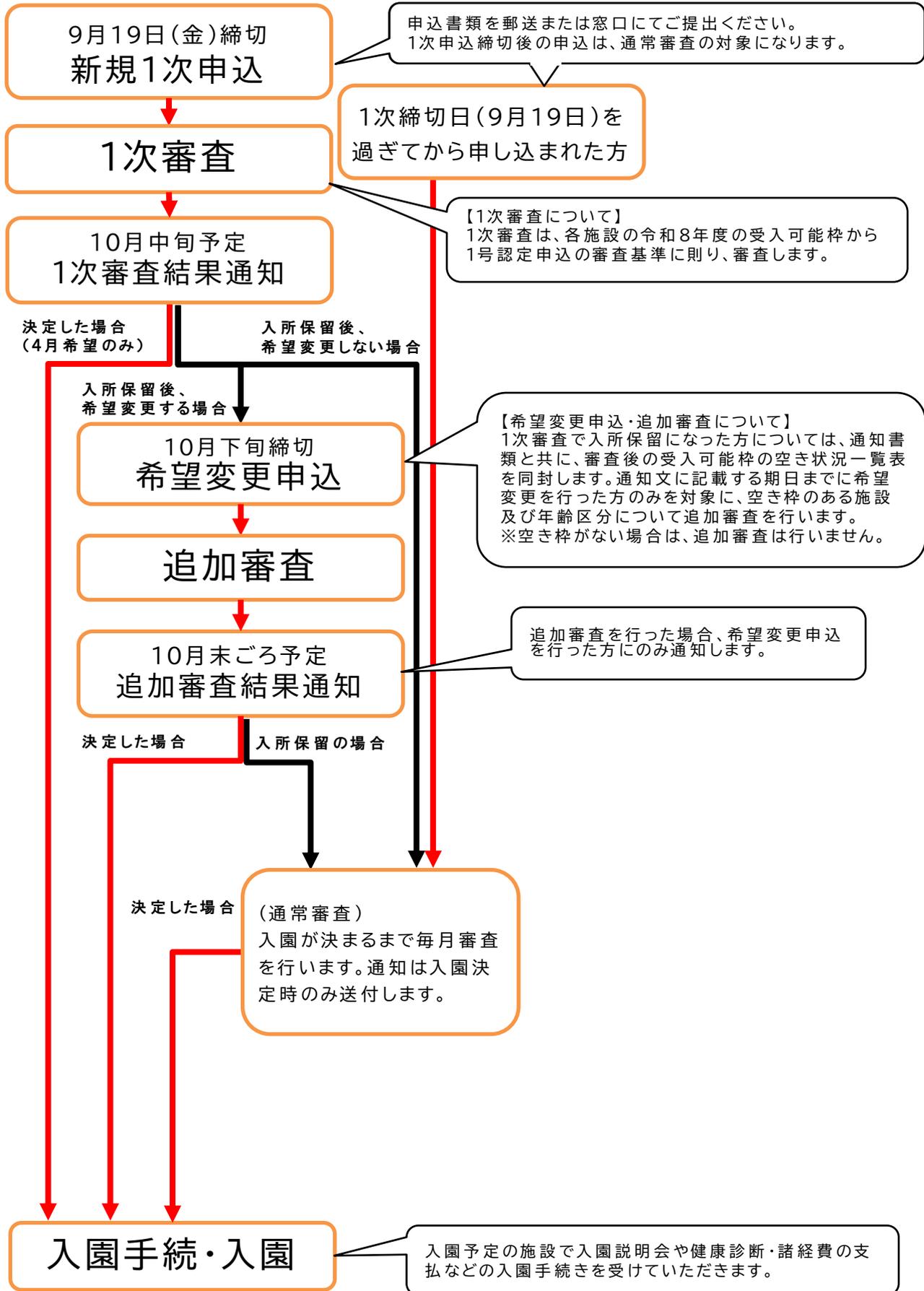
施設見学も
忘れずにね!
(詳細は3ページ)



イラスト:こゆり

1 申込から入園までの流れ

1号認定申込



2 審査について

※審査は市が行いますので、入園の可否について施設へのお問い合わせはお控えください。

(1) 1次審査について

1次審査は、9月19日(金)までに申込があった分を審査します。

審査基準(次ページに記載)に則り、申込者の審査を行います。

申込後の希望施設の変更や家庭状況の変更などは随時受け付けますが、1次審査申込受付期間後の変更は、希望月前々月末締切の通常審査と同様の取扱いとなります。

(2) 1次審査結果通知及び希望変更申込について

1次審査の結果を10月中旬ごろに郵便にて発送します。結果発送はホームページでお知らせします。審査結果について、電話でのお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

入園決定者は、令和8年2月ごろまでに施設から連絡がありますのでお待ちください。

1次審査で入所保留になった方については、通知書類と共に、審査後の利用調整可能枠状況表を同封します。通知文に記載する期日(10月下旬の予定です)までに希望変更を行った方のみを対象に、空き枠のある施設及び年齢区分について追加審査を行います。空き枠がない場合は、追加審査は行いません。

(3) 追加審査及び追加審査結果通知について

追加審査は、1次審査の結果、空いた枠のみを対象に行います。

よって、追加審査の対象は、1次審査の入所保留者のうち、希望変更申込をした方のみとなります。審査基準は、1次審査と同じです。

追加審査結果は10月末ごろに郵便にて、希望変更申込を行い、追加審査を行った方にのみ発送します。

(4) 通常審査について

通常審査は、年度途中入園申込を含む通常の申込に対する審査となります。

申込締切は、入園希望月の前々月末日です(末日が閉庁日の場合は、直前の開庁日)。

1次審査申込期限(9月19日)より後に申し込まれた分もこのタイミングで審査をします。

申込締切後、希望月前月上旬に審査を行います。審査基準は、1次審査と同じです。

(5) 通常審査結果通知について

希望月前月下旬に郵便にて発送します。なお、1次審査からの申込者など、一度入所保留通知を受け取っている方につきましては、入所が決定した場合のみ通知し、引き続き入所保留となった場合、改めての通知は行いません。

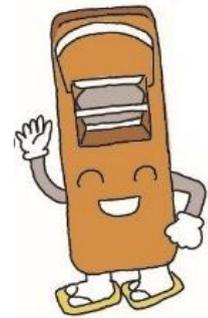
入所保留になった場合は、次月以降も入園が決まるまで毎月同様に審査を行います。

3 審査基準について

○ 1号認定（教育時間認定）の場合の審査基準

● 優先する条件

- 1 希望順位
- 2 第1優先の小学校区に居住している
- 3 第2優先の小学校区に居住している
- 4 きょうだい在籍の有無



イラスト：こゆり

※市内児童を優先して審査します。

なお、下記の場合は、状況に応じて優先度を審査します。

- ・児童福祉及び社会状況の観点から、市長が必要と認めた場合

認定こども園名	優先する小学校区
別所認定こども園	別所小学校
神和認定こども園	第1優先：三樹小学校 第2優先：平田小学校
エンゼル認定こども園	第1優先：平田小学校 第2優先：三樹小学校
一粒園認定こども園	第1優先：三木小学校 第2優先：三樹小学校
清心認定こども園	緑が丘東小学校
ひろの認定こども園	第1優先：広野小学校 第2優先：自由が丘小学校
羽場認定こども園	第1優先：三樹小学校 第2優先：別所小学校
えびす認定こども園	三木小学校
いずみ認定こども園	□吉川小学校、豊地小学校
自由ヶ丘認定こども園	自由が丘小学校、自由が丘東小学校
あけぼの認定こども園	第1優先：志染小学校 第2優先：緑が丘東小学校
りんでん認定こども園	第1優先：緑が丘小学校 第2優先：自由が丘東小学校
清心緑が丘認定こども園	緑が丘小学校
よかわ認定こども園	吉川小学校

市内各小学校の、住所区域別の一覧は、学校教育課のホームページ「公立小学校・中学校の校区一覧」をご確認ください。

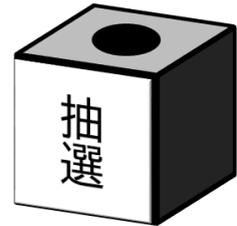


イラスト：こゆり

○ 抽選について

抽選はそれぞれの施設・年齢区分ごとに、必要となった場合（審査基準でどうしても差がつかない場合）に行います。決定者を決めるだけでなく、入所保留になった人の補欠順位も決定します。入園辞退者や退園者が出た場合には、補欠順位の高い人から順次入園を案内します。

なお、迅速に審査事務を進めるため、抽選は教育・保育課内で行いますのでご了承ください。



○ 抽選及び補欠順位に係る注意事項

- ・ 抽選は、必要な場合にのみ行います。
- ・ 希望された施設及び年齢区分の枠が空いた場合に、補欠順位の高い方（数字の小さい方）から順次ご案内します。
- ・ 補欠順位は、希望されたどの施設も入所保留となった場合にのみ通知します。（1次審査の保留通知とともに送付します。）
- ・ 複数園希望されていて、どの園も抽選・入所保留となった場合は、それぞれの施設に係る補欠順位をお伝えします。
- ・ 特殊な事情などにより、ご案内する順位が前後することがありますのでご了承ください。
- ・ 1次審査で保留になった後、1号としての申込を取り下げる場合、または希望園を変更する際に補欠順位が出ている施設を取り消す場合は、その補欠順位も失います。
- ・ 補欠順位が出ている施設での入園が決まった場合、他の施設の補欠順位は失います。
- ・ 追加審査についても、必要な場合は抽選を行います。

（抽選になる例１）

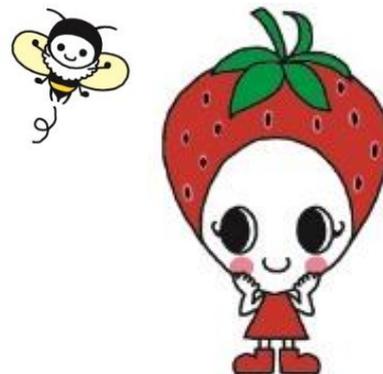
〇〇認定こども園の、３歳児クラスの空き枠が５人の場合

- ① その空き枠への申込が７人あった
 - ② 審査基準で４人までが確定した
 - ③ 残りの３人については、審査基準では差がつかなかった
- ・・・となった場合は、残り１枠に対し、３人での抽選になります。

（抽選になる例２）

〇〇認定こども園の、３歳児クラスの空き枠が４人の場合

- ① その空き枠への申込が９人あった
 - ② 審査基準で差がつけられない申込が６人あった
 - ③ 残りの３人は他の６人よりも審査基準で下に位置している
- ・・・となった場合は、まず６人の抽選を行い、入園者４人と補欠１・２を決定します。
次に残りの３人の抽選を行い、補欠３・４・５を決定します。



イラスト：こゆり

2 認定こども園など(2・3号認定)に申し込む場合

令和8年度入園の申込受付期限は、以下のとおりです。

1次審査の受付期間

申込受付期間 10月1日(水)～10月31日(金)必着

2次審査の受付期間

申込受付期間 11月4日(火)～ 1月16日(金)必着

(窓口及びインターネットによる資料請求は9月1日から)

受付時間 8:30～17:00(平日のみ)

受付場所 ・三木市役所5階 教育・保育課(郵送可)
・吉川支所 市民生活課(窓口のみ)

上記期間後の最終受付期限

申込受付期限：入園希望月の前々月の末日

※末日が閉庁日の場合は直前の開庁日

※3月入園希望の場合は、12月末日

受付時間 8:30～17:00(平日のみ)

受付場所 ・三木市役所5階 教育・保育課(郵送可)
・吉川支所 市民生活課(窓口のみ)

○ 申込可能な施設

区分	対象児童	
保育所	保護者の就労などの理由により、家庭での保育ができない 0歳児～5歳児 ※0歳児の受入可能月齢は、施設により異なります。	
認定こども園	幼稚園部分	3歳児～5歳児(1号認定申込との併願は不可)
	保育所部分	保育所と同じ
小規模保育事業所 事業所内保育事業所	保護者の就労などの理由により、家庭での保育ができない 0歳児～2歳児 ※0歳児の受入可能月齢は、施設により異なります。 ※卒園後に連携施設での保育を希望され、保育認定が継続される場合は、連携施設への入園について優先されます。	

○注意事項（共通）

- ・申込は、先着順ではありません。
- ・申込書提出後に、保育要件や世帯員の変更など、内容に変更があった場合は、速やかに「申請・届出事項変更届」を提出してください。ただし、申込後に以下の内容を変更する場合は、新規申込扱いとなりますので、変更前の申込日での取扱いはできません。
 - ・希望施設の変更（希望順位の変更も含む）
 - ・入園を希望する期間（希望月の変更）
 - ・保育を必要とする理由（就労→出産、求職中→自営手伝い など）
- ・2・3号認定による市外施設への入園を希望される場合は、22ページをご確認ください。なお、申込の受付期間は市区町村によって異なります。希望する施設のある市区町村の入園申込受付期間や必要書類などをご確認のうえ、提出期日の10日前までに教育・保育課または吉川支所市民生活課へ申込をしてください。
- ・市内施設を希望される場合に限り、出生前でも申込を受け付けます。出産予定日と、希望施設の0歳児受入可能月齢をご確認のうえ、申込をしてください。
なお、三木市外の保育施設へ申込をする場合は、出生前の申込受付を行っていない場合があるため、詳細については当該市区町村にお問い合わせいただき、申込が可能かどうかの確認をお願いします。当該市区町村が出生前申込可能な場合は、三木市へ申込をしてください。
- ・支給認定通知書は、利用調整結果通知書と一緒にお渡しします。
 - ※支給認定通知書は、認定区分を通知する書類です。
 - ※利用調整結果通知書は、希望施設への入園の可否を通知する書類です。
- ・三木市で支給認定ができる方は、三木市に保護者と児童の住民登録があり、その世帯に実際に居住されている場合です。居住実態がない場合は申込受付及び支給認定はできません。虚偽の申請をされたことが分かった場合は、申込を取り消し、認定こども園に入園されていた場合は、入園と認定を取り消します。
- ・年度途中において、育児休業からの復職により申込をする場合、復職予定日が月初日から15日までの場合は前月1日付で、16日以降月末までの場合は、当月1日付での入園希望が可能です。（復職後2週間以内に復職証明書の提出が必要です。）

（例）

◎復職予定日が11月7日の場合

⇒10月1日入園希望が可能です。その場合の申込締切は8月末日です。

◎復職予定日が11月21日の場合

⇒11月1日入園希望が可能です。その場合の申込締切は9月末日です。

○ 1次審査における注意事項

- 出産前後、育児休業復帰なども含め、令和8年5月～令和9年3月の入園をご希望の方も、1次審査の受付期間に申込をしてください。
- 1次申込受付期間終了後も申込は可能ですが、1次審査ではなく、2次審査の対象とします。
- 申込後の希望施設の変更や家庭状況、保育要件の変更などは随時受け付けますが、1次申込受付期間終了後に申込内容を変更した場合、原則として2次審査の対象とします。



イラスト:こゆり

ただし、家庭状況の急な変更など、やむを得ないケースもありますので、教育・保育課までご相談ください。

- 1号認定申込との併願はできません。2号認定での申込を希望する場合は、1号認定申込を取り下げる必要があります。1号認定としての入園が決定していた場合は、その決定を取り下げる必要があります。また、1号認定申込で入園保留となった場合には1号認定申込で希望された施設において補欠番号が付与されますが、その権利についても失います。

※両方の申込を行っていた場合は、どちらかの申込を取り下げていただきます。どうしても連絡がつかない場合は、1号認定申込を審査対象外とします。

- 1号認定申込をされた方のうち、令和8年4月以降に出産などのやむを得ない事情があり、2号としての認定が必要と見込まれる場合は、教育・保育課までお問い合わせください。
- 申込書類に不備がある場合、全ての書類をお返ししますので、修正の上、受付期間に間に合うようにご提出ください。
- 申込の受付期間は市区町村によって異なります。市外の施設へ入園をご希望される方は、希望する施設のある市区町村の入園申込受付期間や必要書類などをご確認の上、提出期日の10日前までに教育・保育課または吉川支所市民生活課へ申込をしてください。(詳しくは次ページをご確認ください)

◎三木市民の方が三木市外の保育施設へ申し込む場合

2・3号認定申込

①事前に、希望する保育施設のある市区町村の入園担当課に申込受付期間や必要書類などについてお問い合わせください。

②申込書類を教育・保育課にご提出ください。

※①でご確認いただいた提出期日までに三木市から希望する保育施設のある市区町村へ申込書類を郵送する必要があるため、提出期日の10日前までにご提出ください。

※申込様式は三木市の様式を使用しますが、希望される保育施設のある市区町村が必要とする書類がある場合は合わせてご提出ください。

③教育・保育課が、希望される保育施設のある市区町村の入園担当課に申込書類を郵送します。

④希望される保育施設のある市区町村の入園担当課で入園審査が行われます。

⑤審査結果は、三木市教育委員会 教育・保育課からお知らせします。

⑥三木市から転出予定の方は、入園の可否に関わらず申込を取り下げただき、市区町村への転入手続を済ませた後、転入先の市区町村で改めて入園申込を行ってください。

※申込手続がない場合、転入先の市区町村において審査対象外または入園取消となる可能性があります。

◎入園希望日までに三木市内へ転入予定があり、市内施設へ申し込む場合

基本的には、お住まいの市区町村で三木市の施設を申し込んでください。

ただし、2・3号認定での入園希望で、以下の条件を全て満たし、確認資料などの提出が申込時点で可能な場合に限り、お住まいの市区町村を通さずに直接三木市へ申し込むことができます。

【条件】

①保護者と入園申込児童ともに三木市に入園希望月初日までに転入予定であること

②三木市に転入する住所が確定していること

③住宅の売買契約書や賃貸契約書で転入予定日や転入先住所が確認できること

または、三木市の祖父母宅に転入予定で、保護者と祖父母の誓約書が提出できること

※必要書類については29ページをご確認ください。

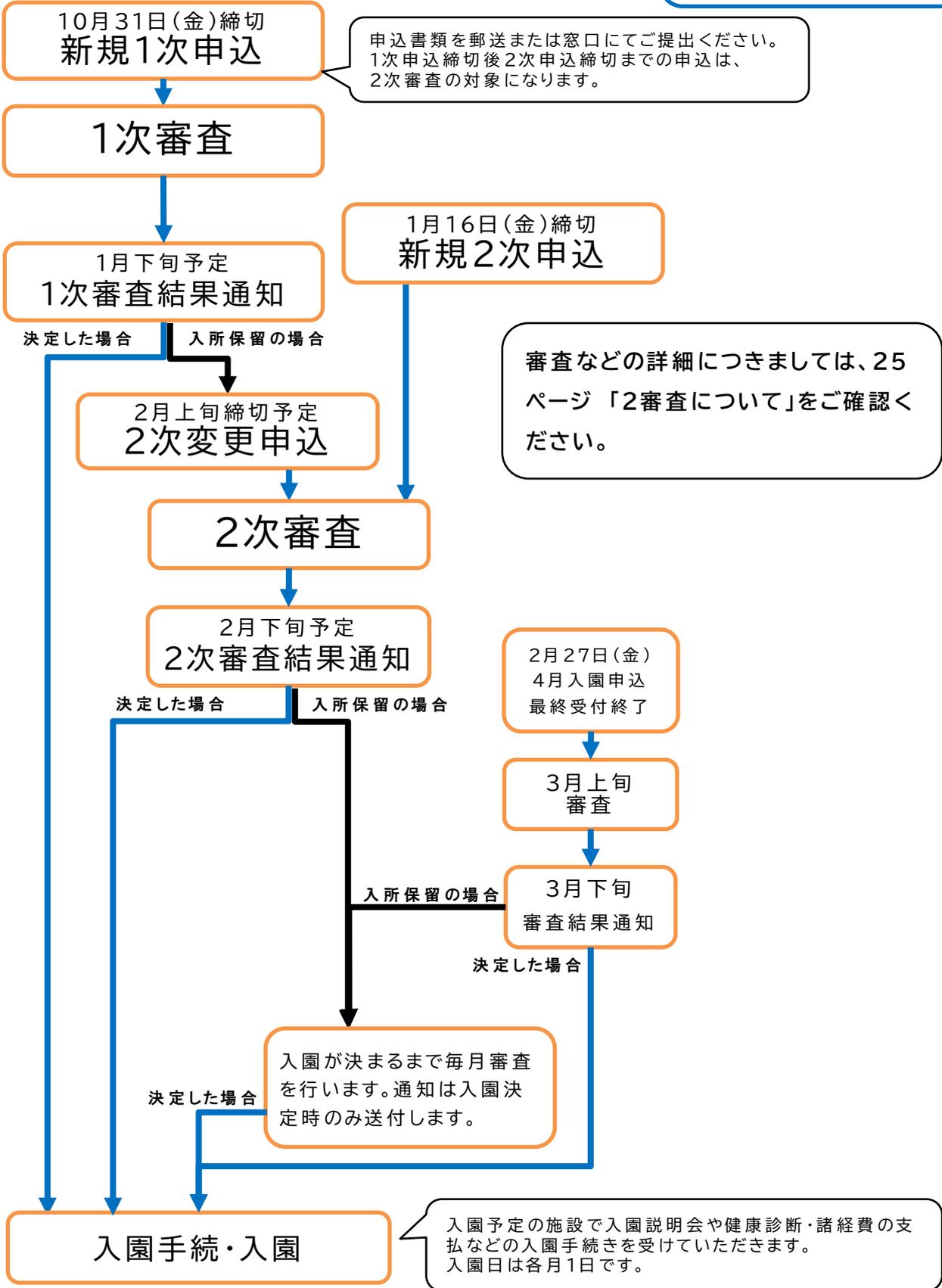
※念のため、現在お住まいの市区町村にご確認の上、教育・保育課までお問い合わせください。

【注意】

入園希望日までに三木市に転入されない場合は申込が無効になり、入園が決定した場合でも入園取消となりますのでご注意ください。

1 申込から入園までの流れ

2・3号認定
令和8年4月
入園希望の場合



**2・3号認定
令和8年5月以降
入園希望の場合**

10月31日(金)締切
新規1次申込

1次審査

1月下旬予定
1次審査結果通知

最終審査に進む場合
(通知なし) 入所保留の場合
(通知あり)

2月上旬締切予定
2次変更申込

2次審査

申込書類を郵送または窓口にてご提出ください。
1次申込締切後2次申込締切までの申込は、
2次審査の対象になります。

1月16日(金)締切
新規2次申込

審査などの詳細につきましては、25
ページ「2審査について」をご確認
ください。

希望月前月上旬に審査
※希望月が3月の場合、1月上旬に審査
希望月最終審査

希望月前々月末日締切
※希望月が3月の場合、12月末日締切
年度途中の新規申込

希望月前月下旬
※希望月が3月の場合は1月下旬
希望月最終審査結果通知

決定した場合

入所保留の場合

決定した場合

入園が決まるまで毎月審査
を行います。通知は入園決
定時のみ送付します。

入園手続・入園

入園予定の施設で入園説明会や健康診断・諸経費の支
払などの入園手続きを受けていただきます。
入園日は各月1日です。

2 審査について

※審査は市が行いますので、入園の可否について施設へのお問い合わせはお控えください。

(1) 1次審査について

1次審査は、10月31日(金)までに申込があった分を審査します。

市内各施設の、令和8年度のクラス及び認定区分ごとの受入可能枠のうち、1次審査枠を毎月ごとに設定します。

1次審査枠は、市内全施設・年齢区分の8割程度を設定します。

※1次申込締切日以降に転入されてきた方や、1次審査申込者のうち希望した施設だけでは入園が難しい場合に、他の施設を検討する余地を設けるセーフティネットとして、2次審査枠を全体の2割程度設けています。

※年齢区分ごとの、市内全施設の受け入れ可能枠全体の8割程度ですので、申込状況によっては、施設及び年齢区分において受け入れ可能枠が8割を超えて全て決定する可能性もあります。

次に、審査基準に則り、申込者の審査を行います。

申込後の希望施設の変更や家庭状況、保育要件の変更などは随時受け付けますが、10月31日を過ぎ、2次新規申込受付期限である令和8年1月16日までの変更は、原則として2次審査の対象となります。

①令和8年4月入園希望者について

1次審査の結果を1月下旬ごろに郵便にて発送します。

入園決定者は、決定した施設にご連絡いただき、入園手続きを進めてください。

1次審査で入所保留となった方については、通知書に同封されている2次審査枠の状況を確認の上、希望施設を変更する場合は必要書類を提出してください。また、1次審査時点から、保育要件に変更がある場合は、2次変更申込締め切りまでに必要書類をそろえて提出してください。

②令和8年5月以降の入園希望者について

1次審査については、審査の結果、各月ごとの1次審査枠に入ることが難しい方のみ入所保留通知書を郵便にて発送します。

入所保留通知書が届かなかった方につきましては、希望月前月に最終審査を行います。

※入所保留通知書が届かなかったからといって、入園が決定したわけではありませんのでご注意ください。

2・3号認定申込

1次審査で入所保留となった方については、通知書に同封されている2次審査枠の状況を確認の上、希望施設を変更する場合は必要書類を提出してください。また、1次審査時点から、保育要件に変更がある場合は、2次変更申込締切までに必要書類をそろえて提出してください。

【注意】

2次変更申込において、変更内容によっては2次審査ではなく、2次審査終了後の審査扱いになる場合があります。

○2次審査対象になる変更

- ・希望施設の追加・順位変更
- ・家庭の状況が変更になった（離婚や祖父母との同居、ひとり親からの結婚など）
- ・その他上記に類する場合

○2次審査終了後の審査扱いになる変更

- ・保育要件の変更（求職⇒就労など）
- ・入園希望月の変更（6月希望⇒9月希望など）

（2）2次審査について

2次審査は、1次審査の申込期限である10月31日を過ぎ、令和8年1月16日までの申込分と、1次審査で入所保留になった方が対象になります。

市内各施設の、令和8年度のクラス及び認定区分ごとの受入可能枠のうち、2次審査枠を毎月ごとに設定します。その2次審査枠と、1次審査で定員に満たなかった枠、入園辞退や退園・転園などで空いた枠を合わせて審査可能枠として審査します。

審査基準に則り、申込者の審査を行います。

2次審査枠は、市内全施設・年齢区分の2割程度を設定しますが、1次審査の申込状況によっては、施設及び年齢区分において受入可能枠が8割を超えて1次審査で全て決定する可能性もあります。そのため、1次審査で全ての受入可能枠が埋まっている区分については、2次審査は行いません。

①令和8年4月入園希望者について

2次審査の結果を2月下旬ごろに郵便にて発送します。

②令和8年5月以降の入園希望者について

令和8年5月以降の入園希望者については、2次審査の後、入園希望月前月に行われる最終審査に進みます。従いまして、2次審査時点では入園の決定をしないため、入園の可否に関する通知は入園希望月の前月下旬に郵送にて発送します。

(3) 希望月最終審査について

希望月最終審査は、5月以降の入園希望者全てを最終的に審査します。審査は入園希望月の前月上旬に行います。

※ただし、希望月が3月の場合は、1月上旬に審査します。

各施設の直近の状況と今までの審査に係る入園可能枠を最終的に確定し、審査基準に則り、申込者の審査を行います。

○入園決定の可否に係る通知について

最終審査の結果を入園希望月前月の下旬に郵便にて発送します。

※ただし、希望月が3月の場合は、1月下旬に発送します。

(4) 1次・2次審査の結果発送について

審査結果の発送はホームページでお知らせします。

審査結果について、電話でのお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

3 審査基準について

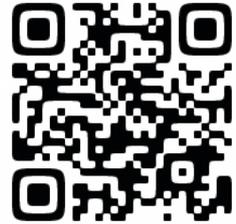
2・3号認定申込

提出された書類を元に、保護者ごとに審査基準に基づいた採点（基礎点＋個人調整点）を行い、合算した点数に世帯調整点を加えて利用調整の点数とします。

審査基準につきましては、ホームページをご確認ください。

ホームページ URL・QRコード

<https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/64/28380.html>



○同点の場合の優先順位

- 1 施設への希望順位が高い
- 2 申込日が早い（1次申込期間内、2次申込期間内の申込にはそれぞれ差は設けない）
- 3 基礎点が高い
- 4 加点が高い
- 5 きょうだい人数が多い

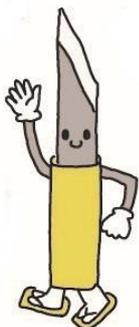
点数の高い順（保育要件の高い順）に希望する施設の入園可能枠に充てていきます。

よくある質問



Q 2・3号認定申込における入園審査の際、第1希望としている申込者が優先されますか？

A 2・3号認定申込における保育施設の希望順位は、点数が同点の場合を除き、入園のしやすさには影響しません。
ある保育施設を第1希望としている申込者Aよりも、同じ施設を第2希望以下としている申込者Bの点数が高い場合は申込者Bが優先となります。
通うことのできる範囲内で希望する施設を決めていただき、その中で入園を希望する順に、希望順位を決めてください。



Q 審査後に、自分の点数を教えてもらうことはできますか？

A 個別の点数についてはお答えできません。個別に答えることにより、他の方と点数を共有・比較できてしまうことから、他人の家庭状況の類推に繋がってしまう恐れがあるためです。よって、ご自身の点数も他の方の点数も一切お伝えはしません。

イラスト:こゆり

3 申込必要書類について

申込書類は、教育・保育課の窓口でご要望いただくか、ホームページから必要書類を選んで申請いただければ、郵送でお送りします。

一部書類についてはダウンロードも可能です。書類のダウンロードはこちら→



A 全ての方が必要な書類《全員提出してください》

①特定教育・保育施設等入園申込書兼教育・保育給付認定申請書兼児童台帳

- ・ 1号認定用、2・3号認定用、市立幼稚園用があります。
- ・ 児童1人につき1枚必要です。
- ・ 記入例をよく読んで、記入してください。(この冊子の39ページ以降にあります)
- ・ **各項目全て記入してください。未記入項目がある場合や、必要な方の署名がされていない場合は不備となり、再提出が必要です。**
- ・ 同意書の署名欄には、父母など、児童の保護者が**必ず**自署してください。
- ・ 裏面の児童の状況票も記入してください。

②家庭状況申告書

家庭状況申告書に記載の項目に該当がある場合は、申告書に記載の書類(証書の写しなど)を添付してください。なお、兄弟姉妹分は共用できます。

※ひとり親について

父母が別居の場合は、ひとり親に該当しません。また、児童扶養手当を受給されていない場合も、ひとり親に該当しません。

③提出書類チェックリスト

申込書類の提出時に確認します。

B 状況により必要な書類

《該当する方のみ当てはまるもの全てを提出してください》

①入園申込から利用開始希望日までに、市外から転入する予定がある場合

⇒賃貸借契約書や引渡し日が記載された住居売買契約書などのコピーが必要です。

※転入先が保護者の実家など、賃貸借契約書などの資料を準備できない場合は、市が指定する誓約書のご提出をお願いします。

②家庭状況報告書に記載の項目に該当がある場合

⇒申告書に記載の書類(証書や手帳の写しなど)を添付してください。なお、兄弟姉妹分は共用できます。

C 保育が必要なことを証明する書類(2・3号認定)

保護者の状況に当てはまる分で必要な書類をご準備ください。

なお、**入園希望月初日時点で65歳未満の児童の保護者及び児童と同居の祖父母(※)**、
について必要です。なお、兄弟姉妹で申し込む場合、この項目の書類は共用できます。

※祖父母が別棟に住んでいても、同住所の場合は「同居」扱いになります。

事由		内容
① 就労など	会社員・パートなど	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労証明書 (雇用主の証明を受けてください。) ※給与明細が必要な場合は、別途依頼します。 ・ 復職証明書 (育児休業からの復職で申し込む場合に限り。) (復職後2週間以内に提出が必要です。)
	自営業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自営証明書 (自営主が記入してください。) ・ 直近年分の確定申告書の控の写し ※直近1年以内に事業を開始した場合は、税務署へ提出した開業届の写しと事業計画書
	自営手伝い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自営証明書 (自営主が記入してください。) ・ 直近年分の確定申告書の控の写し (自営主にご依頼ください。) ・ 自営手伝い申告書 (本人が記入してください。)
	内職	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内職証明書 (内職紹介先の証明を受けてください。)
	農業 (畜産業含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業証明書 ・ 事業主の直近年分の確定申告書の控の写し ※申告書の控の写しを提出できない場合は、地区の民生委員の証明を受けてください。
② 妊娠・出産 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産予定のお子様の母子手帳の写し (保護者名と分娩予定日が分かるページ) 	
③ 疾病・障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護・介護・疾病・障がい申告書 ・ <u>疾病の場合</u>：診断書 (原本) 及び入院・通院・投薬等の内容が確認できる書類の写し ・ <u>障がいの場合</u>：障害者手帳の写し 	
④ 介護・看護など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護・介護・疾病・障がい申告書 ・ <u>介護の場合</u>：介護認定証の写し及びサービス利用票・提供票の写し ・ <u>看護の場合</u>：診断書 (原本) 及び入院・通院・投薬等の内容が確認できる書類の写し 	
⑤ 災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害証明書の写し 	
⑥ 求職活動中・勤務予定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 求職活動・起業予定・勤務予定申告書 ・ 起業に関する具体的な内容を記載した書類の写し (事業計画書など) ・ 内定を証明できる資料の写し (内定通知書など) 	
⑦ 就学中または就学予定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学状況申告書 ・ 学生証の写し・在学証明書・カリキュラム等、申告書の内容を確認できる書類 ・ 就学予定の場合は、学生証の写しを入学後1ヶ月以内に提出してください。 	
⑧ 育児休業 ※この要件での 新規申込はできません。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育・保育給付認定変更申請書 ・ 育児休業取得証明書 (雇用主の証明を受けてください。) ・ 復職証明書 (※復職後2週間以内に提出が必要) 	
⑨ その他	<p>申立書など、聞き取りにより必要書類を依頼します。</p>	

4 利用者負担額(保育料)の決定について

利用者負担額（以降「保育料」）は、こどもを保育施設で保育するために要する費用の一部を保護者に負担していただくもので、世帯の負担能力に応じて金額を決定します。

保育料の詳細については、35ページ「＜参考＞令和7年度 三木市 保育認定児童 利用者負担額一覧表」をご確認ください。

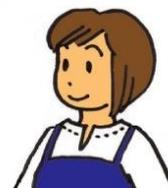
金額の決定時期は、入園月の他には、年に2回（4月・9月）です。4月は進級による年齢変更、9月は課税年度の変更により決定し直します。

利用者負担額一覧表の年齢区分は、4月1日の満年齢で決定し、年度中の変更はありません。

【税額年度の変更による保育料の算定について】

令和7年度	令和8年度		令和9年度
9月分～翌年3月分	4月分～8月分	9月分～翌年3月分	4月分～8月分
令和7年度の 市民税課税資料に基づき 市民税所得割額を算定		令和8年度の 市民税課税資料に基づき 市民税所得割額を算定	

課税年度の変更に伴い、9月分から
保育料が変わる場合があります。



○保育料算定に係る市民税所得割額の考え方

通常市民税所得割額は、対象年度の収入から「所得」を計算し、人的控除などを差し引いた後の課税所得金額に税率（市民税は6%）を乗じ、その後に各種税額控除（調整控除、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除（いわゆる住宅ローン控除）、寄附金税額控除（ふるさと納税など）、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除）を差し引いて算出します。一方、保育料算定に係る市民税所得割額は、税率を乗じるところまでは同じですが、その後の税額控除は、調整控除のみを適用します。

そのため、市から通知される市県民税納税通知書に記載の市民税所得割額とは金額が異なる場合がありますのでご注意ください。

○保育料の無償化について

令和元年10月から、2号・3号認定児については、3歳児以上の児童（3歳になった後の4月以降）及び0歳から2歳までの市県民税非課税世帯の児童について、認可施設を利用する場合の保育料が無償化されました（1号認定児は全員対象）。

保育料無償化にあわせて、3歳児クラスから5歳児クラスの児童については、これまで保育料に含まれていた副食費（おかず代・おやつ代）が、一部の世帯（年収360万円未満相当世帯のこどもと、全ての世帯の第3子以降のこども（第1子・第2子ともに在園していること））を除いて実費負担となりましたが、三木市では3歳児クラスから5歳児クラスの全ての世帯に対し、副食費の補助を実施しています。0歳児から2歳児クラスの副食費は、これまでと同様に保育料に含まれています。

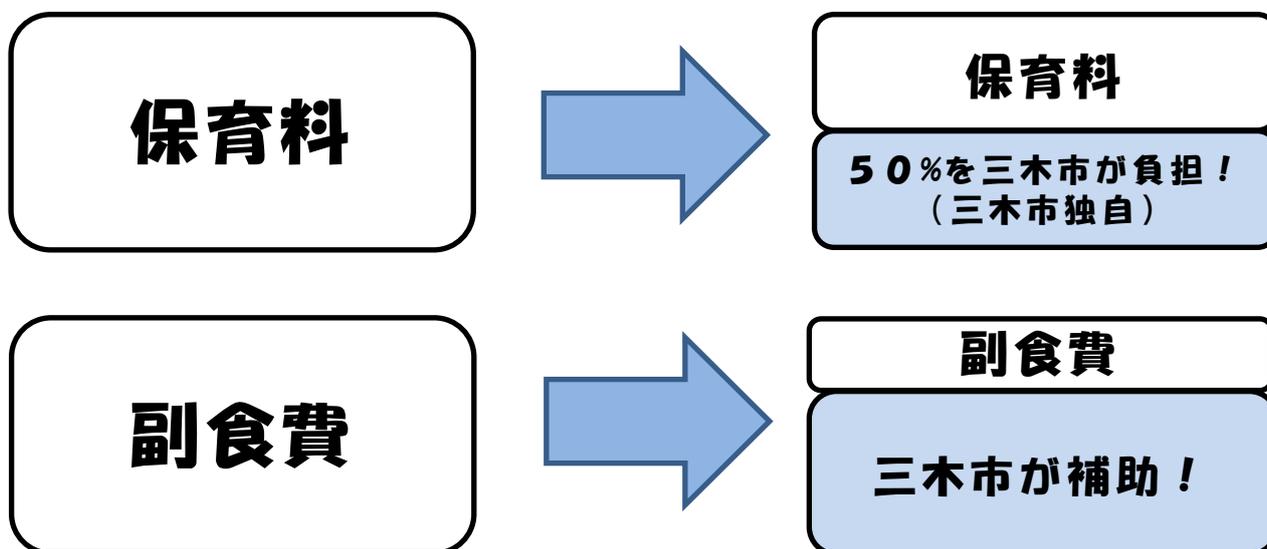
さらに、三木市の独自施策として、市内の全ての子育て世代の経済的支援とともにこどもを産み育てやすい環境の充実を図るため、0歳児から2歳児までの保育料を1人目から50%軽減しています。



三木市独自施策
保育料は1人目から半額！
副食費も補助！



イラスト:こゆり



※三木市に保護者と児童の住民登録があり、その世帯に実際に居住されている場合が対象になります。また、副食費については、市内認可施設の場合は全額補助、その他の施設の場合は認定区分により補助上限があります。

※入園時の制服代や文房具代、絵本代や主食費などの諸費用は、保育料には含まれません。料金や内容は施設により異なるため、詳細は直接施設にお問い合わせください。

○多子世帯の保育料軽減について

就学前児童が多子世帯軽減対象施設に複数入園中の場合、在籍児のうち、第2子半額、第3子無料になります。

◎兄・姉が多子世帯軽減対象施設に入園中の場合、児童の利用者負担額は第2子として算定されます。兄・姉の令和8年度の在園証明書を提出してください。（認可保育所、認定こども園、公立幼稚園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所を除く。）

年収360万円未満相当の世帯で、多子世帯またはひとり親世帯など（障害者手帳の所有者、障害者基礎年金の給付を受けている世帯）の場合は兄・姉の年齢に関わらず、保育料が軽減されます。

対象世帯	年収360万円未満相当世帯の市町村民所得割額	軽減内容
多子世帯	57,700円未満の世帯	第2子は半額 第3子以降は無料 ※兄・姉の年齢上限なし
ひとり親世帯など	77,101円未満の世帯	第1子は半額 第2子以降は無料 ※兄・姉の年齢上限なし

※軽減対象者の確認のため、18歳以上のお子様を扶養している場合や同居していないお子様についても、申込用紙の家族欄に記入してください。その他、適用される場合については、利用者負担額一覧表でご確認ください。

※多子世帯軽減対象施設についての詳細は、ホームページをご確認ください。

○保育料の算定に係る注意事項

①世帯の所得が未決定の場合（未申告・税関係書類が未提出など）

保育料の決定を行うために必要な情報を確認できない場合は、最高階層（D9階層）の金額で決定とします。

（過年度分の保育料の変更及び支払われた保育料の返還はできません。速やかに税額の確定に必要な手続きをお願いします。）

②保育料算定税額が変更となった場合

確定申告などにより税額に変更が生じた場合、階層が変更になる可能性がありますので、教育・保育課まで申し出てください。ただし、市税額確定翌月以降の階層のみを変更します。

③家庭状況・家族構成が変更となった場合

下記の場合、階層が変更になる可能性がありますので、教育・保育課まで申し出てください。家庭状況の変更により階層を変更します。

- ・婚姻や離婚、引越などにより家庭状況（家族構成）に変更があった場合
- ・親族（祖父母等）と同居しており、死別や引越などにより家庭状況（家族構成）に変更があった場合

④父母が離婚しても入園児童と同居している場合や、別居中でも入園児童の親権者である場合

父母の市民税算定資料を元に保育料を決定します。

また、入園児童が父母以外に養育されている場合は、実際に児童を養育している者の市民税算定資料から保育料を決定します。

⑤祖父母などが入園児童と同居している場合

祖父母などの市民税算定資料を合算して保育料を算定する場合があります。

- ・父母が市民税課税の場合は、祖父母などは算定対象から除外されます。
- ・父母が住民税非課税の場合、祖父母などのうち、家計の主宰者（世帯の主たる生計維持者）も算定対象になります。ただし、父母合わせて月10万円以上の収入があることを確認できる書類（ひとり親の場合は月5万円以上）（直近の給与明細書など）を添付して申請すれば、翌月以降の保育料については、父母のみの収入で階層の見直しを行うことができます。

※祖父母が別棟に住んでいても、同住所の場合は「同居」扱いになります。

<参考>令和7年度 三木市 保育認定児童 利用者負担額(保育料)一覧表

階層	定義	利用者負担月額(単位:円)		
		3歳未満児		
		標準時間	短時間	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1項に規定する里親である教育・保育給付認定保護者の世帯	0	0	
B1	A階層を除き、市民税非課税世帯	0	0	
B2	A階層及びB1階層を除き、市民税所得割非課税世帯	7,000(3,500)	6,800(3,400)	
C	A階層を除き、市民税所得割課税世帯であって、その額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	16,500(8,200)	16,200(8,100)
D1		48,600円～72,800円未満	20,400(10,200)	20,000(10,000)
D2		72,800円～97,000円未満	26,100(13,000)	25,600(12,800)
D3		97,000円～133,000円未満	30,000(15,000)	29,400(14,700)
D4		133,000円～169,000円未満	38,800(19,400)	38,100(19,000)
D5		169,000円～235,000円未満	44,500(22,200)	43,700(21,800)
D6		235,000円～301,000円未満	52,600(26,300)	51,700(25,800)
D7		301,000円～349,000円未満	57,500(28,700)	56,500(28,200)
D8		349,000円～397,000円未満	61,000(30,500)	59,900(29,900)
D9	397,000円以上	65,500(32,700)	64,300(32,100)	

備考

- 利用者負担月額欄の()内の額は、同じ世帯に2人以上の負担額算定基準子ども(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。)がいる場合において、当該負担額算定基準子どものうち年齢が高いものから2人目である入所児童について適用し、当該負担額算定基準子どものうち年齢が高いものから3人目以降である入所児童については無料とする。ただし、市民税所得割の額が57,700円未満の世帯においては、()内の額は、子ども(保護者に監護される者、保護者に監護されていた者及び保護者又はその配偶者の直系卑属を含む。以下同じ。)の年齢にかかわらず、当該子どものうち年齢が高いものから2人目である入所児童について適用し、当該子どものうち年齢が高いものから3人目以降である入所児童については無料とする。
 - 4月から8月までの利用者負担の額は前年度の市民税額、9月から翌年3月までの利用者負担の額は当該年度の市民税額により階層区分を決定する。
 - 4月から8月までの利用者負担の額にあっては前年度の1月1日(9月から翌年3月までの利用者負担の額にあっては当該年度の1月1日)において、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、市民税額を算定する。
 - この表における市民税額の算定にあっては、税額控除(配当、外国税額、住宅取得、寄附金控除(ふるさと納税など)及び配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の各控除)を適用しない。
 - B2階層及びC階層のうち次に掲げる世帯にその児童が属している場合は、この表の規定にかかわらず、次表を適用する。この場合において、次表の額は、子どもの年齢にかかわらず、当該子どものうち年齢が高いものから1人目である入所児童について適用し、当該子どものうち年齢が高いものから2人目以降である入所児童については無料とする。

階層	利用者負担月額(単位:円)	
	標準時間	短時間
B2	0	0
C	5,800	5,700
 - (1) ひとり親世帯(児童扶養手当、遺族年金、母子家庭等医療費のいずれかを受給している世帯もしくはそれに類すると市長が認める世帯)
 - (2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者手帳の所有者がいる世帯
 - (3) 特別児童扶養手当、障害基礎年金等を受給している世帯
 - (4) 要保護が必要と認められた世帯
 - D1階層及びD2階層のうち市民税所得割の額が77,101円未満の世帯であって、備考第5項に掲げる世帯にその児童が属している場合は、()内の額は、子どもの年齢にかかわらず、当該子どものうち年齢が高いものから1人目である入所児童について適用し、当該子どものうち年齢が高いものから2人目以降である入所児童については無料とする。
 - 3歳未満児の利用者負担月額は、前項までの規定により算定した額(その額が0円である場合を除く。)からその額の2分の1の額を控除した額(その額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とする。
- ※1 教育認定こどもと3歳児以上の保育認定こどもの利用者負担額は、無料です。
 ※2 確定申告等により税額に変更が生じた場合、階層が変更になる可能性がありますので、教育・保育課まで申し出てください。ただし、市税額確定翌月以降の階層のみを変更します。
 ※3 婚姻や離婚、引越等により家庭状況(家族構成)に変更があった場合、階層が変更になる可能性がありますので、教育・保育課まで申し出てください。家庭状況の変更の翌月から階層を変更します。
 ※4 認可施設以外の施設に入所する児童も、多子軽減の算定に含めることができる場合があります。詳しくは教育・保育課までお問合せください。

○保育料の納付方法

私立保育所及び市内公立施設の保育料は、毎月、口座振替または納付書により市にお支払ください。※市外公立施設の保育料は、当該市区町村にお支払ください。（詳細は在籍する施設にご確認ください）

私立の認定こども園・小規模保育事業所などの地域型保育事業所の保育料は、在籍する施設にお支払ください。納付方法は、直接施設へお問い合わせください。

○三木市が徴収する場合

- ・利用者負担金の納入は、口座振替（原則として毎月25日）でお願いします。
- ・口座振替申込書は、入園月分の利用者負担金の納付書に同封します。
- ・口座振替申込書は、振替を希望される金融機関の窓口へ提出してください。
- ・口座振替手続きが完了するまでは、郵送される納付書によりお近くの金融機関から納入ください。
- ・すでに口座登録があるきょうだいと同じ口座からの振替を希望される場合はお申し出ください。
- ・請求額を超える納付があった場合は、差額を翌月以降に充てさせていただきます。
- ・滞納された場合は、児童手当からの特別徴収、並びに地方税法の滞納処分（給与などの差押え）の例により処分を行うことがあります。

○入園施設や他市区町村が徴収する場合

- ・納入方法については、施設または市区町村からお知らせがあります。

注意

保育料を滞納されますと、納付いただいた方との公平性が失われるだけでなく、保育現場にも影響が及びます。三木市では、公平性の確保と保育の維持・向上を図るため、保育料が未納の世帯に対して自宅・就労先への電話催告・訪問徴収、滞納処分（預貯金や給与などの差押）などを行っています。

何らかの事情で保育料を納付できない場合は、分割納付や児童手当からの充当などご相談に応じますので、教育・保育課までご連絡ください。

5 入園決定後について

○ならし保育について

保育施設での集団保育は、家庭とは環境が大きく変わることから、入園当初の長時間保育は児童にとって大きな負担となります。そのため、保育施設では入園後しばらくは、保育時間を通常よりも短くする「ならし保育」を行います。期間は児童の状況や保育施設によって異なりますが、およそ1週間から2週間程度が目安です。



※転園の場合も転園先の保育施設でならし保育が必要な場合があります。

重要

○育児休業からの復職により申し込んだ場合

- ・入園月の翌月15日までに復職する必要があります。
- ・復職とは、育児休業前と同じ勤務先に同じ勤務条件（就業規則上の通常勤務日数・時間）で「復帰」することです。勤務条件の変更はなく、会社の就業規則による時間短縮勤務を取得する場合は、月48時間以上の就労が必要です。
- ・育児休業を取得した会社に復職後、2週間以内に「復職証明書」を教育・保育課まで提出してください。2週間以内に復職証明書の提出がない場合、または育児休業を取得した会社に復職しない場合は、入園の解除などを行う場合があります。

※申込時から復職の予定等が変わった場合は、必ず入園前に市にご相談ください。

○入園後の市及び施設からの確認について

必要に応じて家庭状況、勤務状況などの調査を行うことがあります。申込内容が事実と相違する場合や保育の認定基準に該当しなくなった場合は、認定の変更や入園の解除などを行う場合があります。

○長期欠席

施設を1カ月以上欠席する場合は、入園の解除などを行う場合があります（里帰り出産、帰省などを含む）。

※施設を休んでも、利用者負担額の減額はありませぬ。

○現況届

毎年、現況届で状況の確認をします。保育要件の確認ができない場合は、入園の解除などを行う場合があります。

就労、就学、介護・看護の認定による利用で、月48時間以上120時間未満と認められる場合、保育必要量を「保育短時間」へ変更しますので、ご了承ください。また、状況確認のため、勤務先などに連絡させていただく場合があります。

○転園を希望する場合

施設の転園を希望される場合、新たに「特定教育・保育施設等転園申込書兼児童台帳」を教育・保育課または吉川支所市民生活課まで提出してください。入園審査は、新規申込と同じ扱いとなりますので、必ず転園できるとは限りません。

○退園する場合

「特定教育・保育施設等退園届」に通園施設の証明をもらい、必ず教育・保育課または吉川支所市民生活課まで提出してください。（提出のない場合、翌月も利用者負担金が発生する場合があります。）

退園は月末です。月の途中までしか通わない場合も、1カ月分の利用者負担金がかかります。

○市外へ転出するが、同じ施設に引き続き通いたい場合

退園届の提出が必要です。原則として、三木市を転出される月の月末までは三木市民として通っていただき、転出先の市町村から、新たに三木市の施設への入園申込が必要です。詳しくは、教育・保育課までお問い合わせください。

○転園・退園などの申請を取り下げる場合

「特定教育・保育施設等に係る申請・届出取下げ届」を教育・保育課または吉川支所市民生活課まで提出してください。

特定教育・保育施設等入園申込書兼
教育・保育給付認定申請書兼児童台帳の記入要領

1号認定申込

①から⑧まで順番に、各項目すべてに記入してください。
未記入項目がある場合は、不備となり、再提出が必要です。

(表左面)

様式第1号(第5条、第16条関係) 新規申込
三木市長 様 (福祉事務所長 様、施設長 様)
次のとおり、特定教育・保育施設等への入園申込み及び施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。 R7-8 1号専用

特定教育・保育施設等入園申込書兼教育・保育給付認定申請書兼児童台帳

①から⑧まで順番に、各項目全てに記載をしてください。
未記入項目がある場合は、不備となり、再提出が必要です。

提出年月日 令和 7 年 9 月 19 日

①保護者・児童に関すること

保護者1 氏名 三木 太郎 生年月日 H2・3・3 勤務先(職業)等 ●●株式会社 住所 〒673-0443 三木市 別所町巴××	保護者2 氏名 三木 花子 生年月日 H2・2・22 勤務先(職業)等 無職 住所 〒 保護者1の住所と同じ(別の場合は住所記入不要)
---	---

転入予定の有無 転入予定なし 転入予定あり 転入予定日: 令和 年 月 日

児童番号①(保護者1) 090-▲▲▲▲-▲▲▲▲
児童番号②(保護者2) 080-0000-0000
児童番号③(第三者) 070-■●●●-■●●●

児童氏名 三木 さつき
生年月日 令和 4 年 6 月 6 日
性別 男() 女()
認定区分 1号認定

※電話で連絡する場合は①→③の順で連絡します。

②入園を希望する期間
令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 年 月 未 日まで 就学前まで

③入園を希望する施設及び確認事項について

希望順位	施設名	児童が居住する小学校区	兄弟姉妹に関する確認事項(おもしくは記入)
1	別所認定こども園	別所	就学前の兄弟姉妹に、下記の説明をお答えください。
4	神和認定こども園	小学校区	①世帯内に就学前の兄弟姉妹はいますか。 <input checked="" type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない (→②③④の説明は回答不要です)
3	エンゼル認定こども園	居住する小学校区の確認は、三木市教育・保育課のホームページ内「三木市内の公立小学校・中学校の校区一覧」からご確認ください。	②兄弟姉妹の施設在籍状況 <input checked="" type="checkbox"/> 就学前施設に在籍している兄弟姉妹がいる 児童名 三木 桜 在籍施設名 別所認定こども園 <input type="checkbox"/> 就学前施設に在籍している兄弟姉妹はいない
	一心園認定こども園		③兄弟姉妹が同時に入園申請している場合 <input type="checkbox"/> 別々の施設での入園も可能
	清心認定こども園		④兄弟姉妹が既に入園している場合 <input type="checkbox"/> 同じ施設に入園できるまで待つ <input checked="" type="checkbox"/> 入園できるのであれば別々の施設でもよい
	ひろの認定こども園		
	2 羽場認定こども園		
	えびす認定こども園		
	いずみ認定こども園		
	自由ヶ丘認定こども園		
	あけぼの認定こども園		
	りんでん認定こども園		
	清心緑が丘認定こども園		
	よかわ認定こども園		

必ず読んで、チェックしてください。 チェック欄

上記で申請した内容は、施設の概要等を理解した上で希望するため、いずれの施設で決定されても異議はなく、必ず入園します。

受付印

受付No. 委託先

委託先

提出者 郵送 父 母 施設経由 その他 ()

受理 入力 確認 入園年月 入園施設 保・幼 認 小 児 認定 号 ことばコード

③入園を希望する施設及び確認事項について

- ・「入園を希望する施設」に希望順位を記入してください。希望する施設の数はいりません。
- ・希望しない施設の審査は行いませんのでご注意ください。
- ・市外施設に1号認定(教育標準時間)として申し込まれる場合は、希望する施設に直接お問い合わせ・お申し込みください。この様式での申し込みはできません。
- ・「児童が居住する小学校区」は、三木市のホームページをご確認の上、記入してください。
- ・「兄弟姉妹に関する確認事項」は、ご家庭の状況に応じ記入してください。
- ・「必ず読んで、チェックしてください」の欄については、必ずご確認の上、チェックを入れてください。

1号認定申込(認定こども園)の
1次審査申込期限

9月19日(金)必着

期限に間に合うように申し込んで
ください。

①保護者・児童に関すること

氏名のふりがなも忘れずに記入
してください。

②入園を希望する期間

小学校就学始期に達するまでの、
利用が必要と見込まれる期間
を記入してください。入園日は月の
初日(1日)です。

小学校就学前まで希望される方は
「就学前まで」を○で囲んでくだ
さい。

1号認定申込

(表右面)

④第1希望の施設について

送迎者	<input checked="" type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他()
送迎方法	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 <input checked="" type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> その他()
送迎時間	時間 10分
特記事項	

④第1希望の施設について

ご家庭の状況に応じ、記入してください。

⑤祖父母に関すること(死別等を除き、同居・別居に関わらず記入してください。)

続柄	氏名	勤務先(職業)等	連絡先
父方	祖父 氏名 三木 一郎 生年月日 S32・1・1	株式会社■■■	<input type="checkbox"/> 保護者1の住所に同じ(☑の場合は住所記入不要) 〒673-1115 三木市吉川町△△△ TEL(060-●●●●-○○○○)
	祖母 氏名 三木 壘 生年月日 S35・5・5		<input type="checkbox"/> 保護者1の住所に同じ(☑の場合は住所記入不要) TEL(070-○○○○-○○○○) 〒673-0411
母方	祖父 氏名 吉川 和夫 生年月日 S38・7・7	〇〇業自営	<input type="checkbox"/> 保護者1の住所に同じ(☑の場合は住所記入不要) TEL(060-●●●●-●●●●)
	祖母 氏名 吉川 椿 生年月日 S41・10・10		<input type="checkbox"/> 保護者1の住所に同じ(☑の場合は住所記入不要) TEL(070-■■■■-■■■■)

⑤祖父母に関すること

死別等を除き、同居・別居に関わらず全員記入してください。

⑥その他家族構成に関すること(祖父母以外の同居家族及び子の兄弟姉妹)

子から見た続柄	氏名	生年月日	勤務先・学校等	別居の場合は、住所を備考欄に記載ください。
兄	(例)三木 一郎	R2・8・1	〇〇こども園	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 備考
兄	三木 松	H30・8・8	別所小学校	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 備考
姉	三木 桜	R3・4・4	別所認定こども園	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 備考
				<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 備考
				<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 備考
				<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 備考

⑥その他家族構成に関すること

児童の家族全員(児童を除く)について、記入してください。

なお、別世帯でも、同居している場合は、記入してください。また、別居している児童の兄・姉についても記入してください。

⑦その他

現在の保育状況	<input checked="" type="checkbox"/> (母 父 祖父 祖母)が保育 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 勤務先に連れていく
生活保護の適用	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (昭・平・令 年 月 保護開始) 担当者名()	
ひとり親に該当	<input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 死別	

「勤務先・学校等」の欄は、現在の勤務先名を記入してください。自営業の方は、〇〇業自営のように記入してください。学生の方は、令和8年4月1日の在籍校名を記入してください。

「子から見た続柄」の欄は、申込児童から見て、兄・弟・姉・妹・叔父・叔母のように記入してください。

⑧保護者署名欄(それぞれ自署してください)

特定教育・保育施設等入園に係る同意書

- 利用申込後、住所や連絡先、世帯状況や保育要件等の申込情報に変更が生じた場合は、速やかに市に連絡し、必要な手続きを行うこと。
- 市が利用者負担額・お食事費等を決定するために必要な保護者の情報(課税情報、海外所得等)について、市から提出を求められたときは、速やかに必要な書類を提出すること。(利用者負担額・お食事費が無額となる場合を含む。)
- 市が利用者負担額の決定を行うために必要な所得等の情報を確認できない場合には、利用者負担額は、最高額で決定となること。また、決定後に課税情報が確定し、新たに利用者負担額を決定する際、遡り戻分の利用者負担額の変更及び支払われた利用者負担額の返還は行わないこと。
- 認定申請等により市税額額に変更が生じた場合は、速やかに市に連絡し、必要な手続きを行うこと。この場合において、利用者負担額に変更が生じるときは、当該認定申請等による市税額額の決定がなされた月の翌月又は利用者から変更後の所得等の情報を示す資料の提出があった月の翌月のいずれか早い月から変更されること。
- 市が、子ども・子育て支援法第16条の規定により、必要な情報(地方税額関係情報等)について、住民基本台帳、課税台帳その他公簿等を確認し、又は他の行政機関等に必要資料の提供を要する場合があること。
- 交付書類を含めた提出書類の内容について、市が自宅や就労先・関係機関等に確認を行う場合があること。
- 入園前に関係事務、施設の利用その他児童又は保護者の安全又は支援に必要な範囲において、市から関係機関に申込情報及び利用者負担額、教育・保育給付認定の内容等を提供する場合があること。
- 交付書類を含め、申請の内容及び虚偽であった場合、教育・保育給付認定、入園決定を取り消す場合があること。
- 利用者負担額は、納付期限までに納付すること。利用者負担額を滞納した場合には、児童手続からの特別徴収又は地方税法の滞納処分(給与等の差押え)の例により処分を行う場合があること。
- 施設利用開始直後は、慣らし保育を行うため、長期間の保育を行うことができないこと。(時期や期間等は施設により異なる。)
- 11年に1度、現況確認のために就労証明書の提出を要すること。当該書類の提出がない場合は、継続利用ができないこと。

上記について同意します。

署名(保護者1) 三木 太郎 署名(保護者2) 三木 花子

令和7年9月19日

※裏面もご記入ください。

⑦その他

ご家庭の状況に応じて記入してください。

⑧保護者署名欄

「特定教育・保育施設等入園に係る同意書」をよく読み、内容を確認の上、それぞれ自署してください。「①保護者・児童に関すること」に記入した保護者の署名が必要です。

裏面の児童の状況票についても、必ず記入してください。

特定教育・保育施設等入園申込書兼

教育・保育給付認定申請書兼児童台帳の記入要領

2・3号認定申込

①から⑧まで順番に、各項目すべてに記入してください。
未記入項目がある場合は、不備となり、再提出が必要です。

(表左面)

様式第1号の2(第5表、第16条関係)

特定教育・保育施設等入園申込書兼教育・保育給付認定申請書兼児童台帳

三木市長 様 (福祉事務所長 様、施設長 様)
次のとおり、特定教育・保育施設等への入園申込み及び施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。

新規申込
2・3号専用

①から⑧まで順番に、各項目全てに記載をしてください。
未記入項目がある場合は、不備となり、再提出が必要です。

提出年月日 令和 7 年 10 月 31 日

保護者1 お名前 三木 太郎 氏名 三木 太郎 生年月日 H2・3・3 職業 ●株式会社	勤務先(職業)等 住所 〒673-0501 三木市 志染町〇〇	※通知書等は保護者1の方に送付します。
保護者2 お名前 三木 花子 氏名 三木 花子 生年月日 H2・2・22 職業 ××商事	住所 保護者1の住所と同じ(空の場合は住所記入不要)	
転入予定の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 転入予定なし 現在市外にお住まいで、入園希望月までに転入の予定がある場合に記載してください。 <input type="checkbox"/> 転入予定あり 転入予定日: 令和 年 月 日		
電話番号①(保護者1) 090-▲▲▲▲-▲▲▲▲	電話番号②(保護者2) 080-〇〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号③(第3連絡先) 070-■●●●-■●●●
児童氏名 三木 さつき	生年月日 令和 7 年 5 月 5 日	性別 男 <input type="checkbox"/> 女 <input checked="" type="checkbox"/>
認定区分 2・3号認定		

※電話で連絡する場合は①→③の順で連絡します。

②入園を希望する期間
令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 年 月 末 日まで (就学前まで)

③入園を希望する施設

希望する施設 三木市内施設を希望する場合 1 志染保育所 2 別所認定こども園 3 神和認定こども園 4 エンゼル認定こども園 5 一般園認定こども園 6 清心認定こども園 7 ひろの認定こども園 8 羽場認定こども園 9 えびす認定こども園 10 いずみ認定こども園 11 自由ヶ丘認定こども園 12 あけぼの認定こども園 13 りんでん認定こども園 14 清心緑が丘認定こども園 15 よかわ認定こども園	希望する施設 小規模保育事業所・事業所内保育事業所 希望 (※記が連携施設です。) しんてつ・みどりがおか保育園 さくらんぼ保育園 小規模保育所えびすガーデン	希望に関する確認事項(該当に○) 第1希望の施設について M 家から近いから □ 勤務場所に近いため □ 祖父祖母等の送迎がしやすいから □ 国の基本理念が自分の考えと近いから □ その他() 送迎者 □父 <input checked="" type="checkbox"/> 母 <input checked="" type="checkbox"/> その他() 送迎方法 □徒歩 □自転車 <input checked="" type="checkbox"/> 自動車 □その他() 自宅⇄施設 : 時間 分 送迎時間 施設⇄保護者1勤務先: 時間 分 施設⇄保護者2勤務先: 時間 分 兄弟姉妹が同時に入園希望している場合 <input checked="" type="checkbox"/> 別々の施設での入園も可能 <input type="checkbox"/> どちらか一人だけでも入園を希望する 兄弟姉妹が既に入園している場合 <input type="checkbox"/> 別々の施設に入園できるまで待つ <input type="checkbox"/> 入園できるのであれば別々の施設でもよい 希望施設への入園が保障となった場合 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者が自宅で保育する <input type="checkbox"/> 親族が保育する <input checked="" type="checkbox"/> 育児休業を延長する(令和 9 年 5 月 4 日まで) <input type="checkbox"/> 職場に連れていく(託児所等) <input type="checkbox"/> 認可外保育施設等を利用する ⇒施設名() <input type="checkbox"/> その他()
※小規模保育施設等は、0~2歳児クラスのみを受入です。3歳児クラス以降も保育を希望される場合、特に転園等の希望があれば、連携施設への転園となります。		
市外施設を希望する場合 第1希望: () 第2希望: () 第3希望: () 第4希望: ()		

必ず読んで、チェックしてください。 ↓チェック欄

上記で希望した施設及び内容は、施設の概要等を理解した上で希望するため、いずれの施設で決定されても異議はなく、必ず入園します。

受付印	受付No.
提出者 <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 職員送付 <input type="checkbox"/> その他()	委託先 委託 認定 ことばコード
入力 種別 入園年月 入園施設 保・給 費 小 事 費 用 (口 送付時間)	

2・3号認定申込の1次審査申込
期限
10月31日(金)必着
期限に間に合うようにお申し込み
ください。

①保護者・児童に関すること
氏名のふりがなも忘れずに記入
してください。

②入園を希望する期間
小学校就学始期に達するまでの、
利用が必要と見込まれる期間
を記入してください。入園日は月の
初日(1日)です。
小学校就学前まで希望される方は
「就学前まで」を○で囲んでくだ
さい。

③入園を希望する施設

- 「入園を希望する施設」に希望順位を記入してください。希望する施設の数はいりません。
- 希望しない施設の審査は行いませんのでご注意ください。
- 「希望に関する確認事項」は、ご家庭の状況に応じ記入してください。
- 小規模保育事業所等の連携施設は、0~2歳児クラスのみを受入です。特に転園等の希望がなく、3歳児クラス以降も保育を希望される場合は、3歳児クラスからは原則として連携施設への転園となります。
- 「必ず読んで、チェックしてください」の欄については、必ずご確認の上、チェックを入れてください。



イラスト:こゆり